



藥 発 第 669 号

昭和47年7月15日

各都道府県知事 殿

厚生省薬務局長

医薬品再評価に関し、資料提出を必要とする
有効成分等の範囲について — その3 (通知)

医薬品再評価の実施については、昭和46年12月16日付
薬発第1079号をもって通知したところであるが、同通知に
基づき下記に該当する品目について、その資料を昭和47年10
月15日までに提出するよう貴管下関係各業者に周知徹底をよ
ろしく願います。

記

単味剤である医療用医薬品であって、別記の有効成分を含有
するもの。ただし、外用剤を除く。

別 記

1 鎮 痛 剤

次に掲げるもののまたはその塩類

(1) アセトアニリド

アセトアミノフェン

フェナセチン

フェナセチン複合体

ブセチン

ラクチルフェネチジン

(2) アセチルサリチル酸

アセチルサリチル酸カルシウム尿素

アルミノサリチル酸

エトキシベンズアミド

サザピリン

サリチルアミド

サリチルアミド—O—酢酸

サリチル酸

サリチル酸コリン

(3) アミノピリン

アミノピリン複合体

アミノプロピオン

アンチピリン

アンチピリン複合体

イソプロピルアンチピリン

イソプロピルアンチピリン複合体

スルピリン

スルピリン複合体

ニコチノイルアミノアンチピリン

ブチルアンチピリン

メチルフェニルモルフォリノメチルアンチピリン

(4) オロチン酸クロロキン

クロロキン

コンドロイチン硫酸クロロキン

ヒドロキシクロロキン

上記有効成分を含有する医薬品であって、他の薬効を標榜するものを含む。

2 循環器系用剤

次に掲げるものまたはその塩類

(1) ニケタミド

(2) アポオキシカンフル

カンフル

カンフル酸

トランスパイオキソカンフル

(3) ジギタリス

ジギタリス葉配糖体

ジギコシド

ジギコリン

ジギトキシン

ジゴキシン

デスラノシド

ラナトサイドC

(4) アミノフィリン

安息香酸ナトリウムカフェイン

オキシエトフィリン

カフェイン

サリチル酸ナトリウムテオブロミン

ジプロフィリン

テオサリジン

テオフィリン

コリンテオフィリン

酢酸テオフィリン

ジイソブチルアミノベンゾイルオキシプロピルテオフィリン

プロキシフィリン

(5) G・ストロファンチン

プロスシラリジン

(6) アジマリン

イソプロテレノール (但し、吸入剤を除く。)

キニジン

コハク酸ナトリウム

プロカインアミド

プロプラノロール

上記有効成分を含有する医薬品であって、他の薬効を標榜するものを含む。

3 肝臓障害用剤

次に掲げるものまたはその塩類

(1) アセチルメチオニン

メチオニン

(2) オロチン酸

オロチン酸アミド

(3) グルクロノラクトン

グルクロン酸アミド

(4) チオクト酸

チオクト酸アミド

(5) イノシット

塩化ホスホリルコリン

オルニチンアスパルテート

ジイソプロピルアミノジタロロアセテート

上記有効成分を含有する医薬品であって他の薬効を標榜する
ものを含む。